

この資料がござんてカリヨンバレーへ質疑を
いたします。しらずの購入が5月購入から
であります。これについては、今先1番珍しく
見ておいた件でござりますが、いわゆる、それより貿
易からの中国産のしらずの意味ですか。

市民
えりです。

20 番
これは5月購入と聞いておりますが、今日です
が、LCC開設は連絡入っておりますが

農林課長
お答えいたします。今日の朝電話連絡があり
まして香港の方からLCCが来ておるから
今日はか明日か入るんじゃないかという電話が
あります。

20 番
えりしますと那覇港につくといふ。うなづきの船
が入るという。

農林課長
はい、しらずが入ると、うなづいて待期して

20 番
明日がおきて、それでこの2番目でなく
3番目の船がLCCの6月7月購入についている
官野酒市議会

20番
ニヒにフリておされは、而して、200kgヒラ=600.
1kg当り100尾或いは、1000尾も9と22500
X200kgヒラにてありますね。22.0006
います。クロドル位のものはどうでしょうか。
並市場調査等ではされていふ言ひですか。

農林課長
けいしんのレーダー

20番
これは本土産ですか。

農林課長
中国産です。

20番
いへでカウ一岁、如何申しますかね。この5月
6月という時期ですね。購入の時期、カナダヒラ
のは何月で必要に応じて、必要なものが居
るといふことはござりますまい。それは大丈夫です
か。ヒラヒラの調査の結果ですか。

農林課長
これは6月から7月まで、二ヶ月入るヒラを見
越してあります。

20番
ハヤ見越してしまして調査の結果大
丈夫にいふことですね。

農林課長
資料から見ると7月が入って来ます。

20番

6月、7月、8月が十分取んと二回に
分けていくのを資料が出て言つですか。

農林課長
どちらからの資料も値段表が出てあります。

20番

毎年度の時期についてありますか。

農林課長

はい。

20番

もう一点、お伺いします。先程の1番さんと
質疑に出でておりました間にうなぎの在池量とい
う中にでまぬ、6号、7号がですね、60匹から
上で1kgと出ておりますね。これが60匹といふこと
ですね。二回位の大さまでしてありますか。現在。

農林課長

いくつも入っております。

20番

二回位、大体。

農林課長

つい。

20番

これは、充分に順調に成長していくという見通しありますか。今までの経験からして、

農林課長

このうちござるものでありますか。また、

20番

同じようなもの113とという=61は、60本で
1kgとなりと/orこれは、この47年度の期間中に成
るんによろんでという見通しは、皆さんが今までの
を参考しております。

農林課長

だから、これにつきましては、後の方に計画
書がありますが、それに基りてこめてりますのであります。

20番

どのうち何kgの量が成るんに付いたか
う計画ですか。

農林課長

今の在庫量は65kg位です。

... 20番 ...

65%位は成さんになるといたしましたが、これは皆さんが今までの何事の答申をあつたてまで、えさの効率からしては長度でしょう。しかし、比率からして、これがどれにあつたうといふ比率ですね。

4番
この資料は皆さんの今までの答申と一致してあります。

農林課長
収入への方から出してあります。

4番
先程、助役さんに説明の場合に答申がありましたが、これは、4月24日現在の在庫量ですが、この中の出荷計画は、5月15日には、んたにかく、4ヶ月前にもう1トン位り出し、といふトロハ量に加えては、4月15日には、わからんのに1トンは必ず見込めて、これにはまだ人で、どこから出すんですか。

農林課長
これは、今日と8日に出荷する話ですね。

4番
これは、4月24日の在庫ですよ、その中に65%あるんですか、5月に出るのには、

農林課長
今度の場合には9号池と10号池が池替え
ある旨です。

4番
7月と6月が出荷予定にてござる。

農林課長
これは一応池替ります

4番
これは、4月24日に出荷してありますよ。これは
今は5月の出荷予定は7月1日に、この資料は間
違っているという意味ですか。

農林課長
これは記入してあります。

4番
どうしてですか。4月24日に7月1日で7月1日
ですか。

農林課長
これは前回後に入り3月から

4番
前年同じでこれらはいつのまに前年と同じで
ですか。

農林課長

しらすはこれは前年度に入りますか、これから出て来るのか、収入がどうなつたのです。

4番

5月のしらすは前年度に出ておなじりますか。

農林課長

繰越しになります。これは5月には購入して入れますから、出るのいは来年の2月にしか。

4番

いや、このしらすの代金はもうない、しらす代はあります。

農林課長

出ます。

4番

出るほう同じですか。売上げも出たら支出も出ると同じ年度でしょう。一方は出している方一方は出はないという意味は。

農林課長

しらすの5月購入については、現年度ですよ。現年度の購入計画です。

4番

現年度ですが、来年度ですか。

農林課長

この50kgは明日、あたって来る。

4番

これは、1円で換算されてるんですね。

農林課長

そうです。

4番

これは、どういう訳ですか。

農林課長

これは、165ドルの50kg

4番

だから、出るのはですね。今度の5月の充上か
の方には、あと1トン位、出せるという先取り予算。
説明の中にあったんだけれど、今の在庫量、或いは、
出荷予定というのは4月24日に工れてますね。
その中には、なんかとにかく上がったことがない
ことです。

農林課長

これは、5月の今は入れてございません。現年
度のものでありますから。

4 看

4月24日にはじや、この池には店から入れる
ですか。

農林課長

いや、店を認めて。

4 看

いや、池はこれまでの在池量がないということ
ですかね。

いや、質疑セミナー。オ入の方で前年度の場
合には、箱入り鮑が単価なれど約7,000
円これは円で719,000円ですか。計上されない
が、今年度はこれが全部販売してあります。
暫時存続されていながら。

農林課長

はい、これはやめて。

4 看

やめておけ。自然管理のうこしておけ。

農林課長

入れないとしてます。

4 看

入れないからやめます。

農林課長

付い。

4 節

いや、池にいたりきの喰せやういへんとしておる。

農林課長

今残つては10日までに全部出します。

4 節

10日までには止むんでおる。

もう1度、才出の、先も質疑がありましたが、
特殊勤務で1233日で1人、1人で約4
ヶ月といふことですか。何ういへん勤務して、3
8人といふのは毎日特殊勤務手当がつく訳
でないが、1,200円。

農林課長

いや、これはうちでどの如何の場合の件です。

4 節

何物か何回位ありますか、8人の1ヶ月と先、説
明されておけます。

農林課長

これ計算では1,200円の1,232円。

4 節

何回位ありますか、何をもつて計算

はおいでか。

農林課長

あります。これは毎月他課から約12名から
団として24日。これは農林課職員が1ヶ月に
大体8日位を予定して、どの計画で出し
てある話であります。1ヶ月8日、そして11名。

4 看

じや、1ヶ月88名あります。88名出しても
1年には決して間に合わないと思つたがゆ。
1,232ですか。1ヶ月88名あります。1ヶ月かけて
900日しかかかりませ。

農林課長

900何日かかります。これが他課からの場合
が123日、これは死後もえてやるというものです。

4 看

今、説明は他課からは何れですか。

農林課長

12名からの2回です。

4 看

24日ですか。24日しても外れないとせん。

議長

休憩いります。(午後3時27分)。

議　事
再開いたしました。(午後3時30分)

4　養

4,433,000 円の被災額で、これは非常にアンバランスのあれで、これで見ても赤字経営だと云ふことは考えられなくて、市長の方同一しますが、従来当初は大さきしては伊佐から大漁港、守代泊一帯近くまで水が豊饒であるので養鰻を設置したのです。大きな希望でやつれいでいますが、実際やってきて、水の問題、或はさらうの問題、何か市がやつることをやつれもしてすぐ近頃にカリヨンとお隣島にかけてはけりの業者でも非常に意欲をもってクラーラ園にとり組んでおられたのですが、市がいかうつかさをしたもんだから今にはたら誰も市内においては養鰻年に手出しをしようと業者の方々多く出て二件三件でないがそろそろです。

山口行った場所にはこれは市の養鰻研究といつたりは一步進んでもう一つ一次産業にやわらべくもれてありますといつてあれば。

(以下停電のため未録音)

議　事

休憩いたしました。(午後3時34分)

再開いたしました。(午後3時45分)

何かに質疑はありませんか。

(停電のため以下要旨筆記)

4 県

養鯉研究センター設置をしたときは、伊佐、大山は水が豊富であるので設置をしましたが、現在では水不足と、到着市内では普及することは難しくなってきましたが、そこで市長は県の事業としてやさ方考には無いが、又市でどの方向やお考えなづか。

市 長

これまでに県にもやりとりしてますが、現在では入件費もかかるし、年託でもしてやりたいとは思っており、うなぎは人工孵化もできない、人工孵化はしだが現在からつ家用等では不可能であります。しかし4~5年はかかると見て、本格養鯉は1年~2年やつてはできますので、今後研究してやりたい。

4 県

一次産業としてはよ一試でありますかが、宜野湾市は今ふ水量では不可能と見ております。今後市ではもひとつその事業がふえるとお考えです。沖縄全体としては有望であります。市にかかるお引いでありますと、今二つあります。一つは県でもつて進められましたと見ておりますが、うな市長の答弁では3年はやりたいとおっしゃいますが、ほんとうですか。

市 長

せのから5~6年も契約してあります。又、県であり

研究センターを引き継ぐならはこれでもよい
と思います。

14 畜

現在はいかに採算をとるかに非常に苦慮
している。直輸出や現地販売では水を考えると
少し有利の状況でないという期待はできませぬが、今
の3年ともあわせて検討して下さい。

次に、電燈は何に使用しますか。単価けい
くらですか。

農林課長

これは大きめ電燈で、2個で5,800円です。

14 畜

現在までの成績を出荷の回数はいくら
ですか。

農林課長

4月28日で9トン44キロであります。

14 畜

6月1日までの予定出荷はいくら予想しておりますか。

農林課長

10トンを予想しております。

14 畜

当初は34トンであるが、結果はこの通りでし

ります。6号地、7号地に相当入っていながら、2年間でボールペン位しか立っていないが、これら5,400トンの出荷は不可能では無いかどうか、計算しておきたい。

農林課長

65ペーパーを見込んであります。

14 省

中間にもう少しデータは無いですか。

農林課長

無い。よく内訳する。

14 省

この65ペーパーについては了解しておますが。

議 長

本案は、質疑、段階で、継続審議といわれていて、もう一年半が、二審議あります。

議 長

二審議ありますので、継続審議といわれます。
現今、完刻4時であります。本日八日目が全部終了してありますので、時間を延長したいと思ひますが、二審議ござります。

(審議終了時)

議長
二度繰り返して、時間が延長するといふ
いれし所。

議長
休憩一休一休一休。(午後4時)
再開一休一休。(午後4時1分)

議長
日程第13、議案第86号、宜野湾市水道企業職員の給与と種類及化基準に関する条例の全部を改正する条例について、日程第14、議案第68号、宜野湾市職員の給与に関する条例の全部を改正する条例について、日程第15、議案第87号、宜野湾市水道事業給水条例の全部を改正する条例について、以上三案を一括議題としていた所。
本案に対する質疑を許します。

議長
休憩一休一休。(午後4時2分)
再開一休一休。(午後4時2分)

19 者
議案第87号について質疑を行ないたいと思ふ。第9条の給水装置。所有者使用業者、代理人、それは總代理人は善良なる保管者、注意をもつて水が汚染または漏水しないよう給水装置を管理し供給をうけら

水、または給水装置に異状があると認めたと
しては可かやかに修理、その他必要な措置を管
理者に請求しなければならぬ。併せてある
が、汚染とは管理者が使用者が責任はど
こである。

営業課長
水道使用者ですね。

19 番
水の汚染で使用者の責任はないが。

営業課長
水道補修は。

19 番
14条の3号、道路復旧費のそれの工事
費用の額、これら負担が明確でない。

工務課長
今ご質問は、道路復旧費とか或は(負
担不能)の内訳ですか。

19 番
あります。

工務課長
これは別に規定で定めて都係りを採
用しておらず、工事単価表とあります。(これらは

れて工事部係りで算価を定めておられます。

19 算

それでですね、この工事監査はどこがやってありますか。

工務課長

工事監査は当然市の方で検査も行なってあります。

19 算

で何を行なはでありますね。不合理にやられませんで。13条で、給水工事の費用は工事申込者の負担とする。でどう。なってありますね。14条は工事費の算出方法であります。工事監査は市水道部がやつておる談ですね。そして市水道部とへうのは少くとも宜野湾市の水道予算の中に組まれた賃金表に基づいてどの監査業務にあたる人、或は設計業務にあたる人、それなりの賃金は受け取る談です。なぜそれを工事申込者が監査費用を持たなければいいが住いのが、二重三重の賃金とへうる談であります。

工務課長

これは勿論職員は給料を受けている談であります。給水工事は普通指定工事店の方で委託してあるが、なえてありますので、それが確定にかかる正確に行なわれていうかどうかを

市の方で監査と申しますが、検査等を行なう
事でありますので、検査手数料として頂いてお
ります。

19 食

この検査に行く場合には時間外もあります
ね。

工務課食

時間外というのは殆どございません。

19 食

ありますし、時間外に来た場合には時
間外手当ももらつてありますね。

工務課食

あります。しかし、この検査で時間外とい
うのは現在まであります。

19 食

もし時間外に来た場合は予算措置とか
もらさなければ、でもならば時間外勤務手当
ももらつて、この検査に来た工事監督さんれを
指定店に支払ひ方を聞く方が、或は水道部
に支払つてもらう事ができます。

工務課食

市の方に支払つてもらう事ができます。

19 管

これを今まででうね、指定店が工事監査に対する
監査費用でうね、今まで納入のものの一
つであります。何パーセントがどの水道部に
入るかであります。

工務課長

今まででそれに対して今までの答弁が間違
つてありますので訂正してご説明申しあげます。
これが14年におきましてはあくまでも市が個人か
ら委託されて給水工事並びに改良等を行な
った場合の収支でございます。市職員が行なう
場合。

19 管

市職員が行なう場合の工事費でうね
ます。向違います。なぜなら、
これは指定工事人か施行する工事の費用を
入ってから算で可か。

工務課長

はい、指定工事店が行なう場合は監査
費用でありますことをおもて。

19 管

このうちのいくつかはめけてお話しです。

工務課長

あります。

19 番

それ自体がおかしくなるんじゃないですか。
指定店に委託をしたら監査しない訳ですか。
水道部は。

工務課長

監査はやります。監査と申しますよりもは
検査を行なっております。ありときは検査手
数料として取ってあります。

19 番

又、検査手数料について取っている訳ですかね。
これは時間内でされ、時間外でされ、時間外の
場合は時間外勤務手当。

工務課長

条例事項にもございましてね、資材が
いくらか、工事件数、金額がいくらか別表の方
にござります。

19 番

運搬費はどうしてその中に含む訳ですか。

工務課長

勿論これは市の職員が仮に改良とか普通
新設の場合は殆どやっておりませんが、改良等
はよくやっておりますので、直接市の方での場
合。

19 看

一寸待つて下さい。どの器具ですか、器具、資材を持っていか行くとその工事はでさういふで
しょう。何で持つていくものまでこの申込者が
費用を負担しなければいけないふういふ話ですか。

工務課長

それだけ費用がかかるからです。

19 看

いや、この器具・資材を持っていか行くとその
工事でさういふ話ですかね、それに持つてくる費
用も申込トドケる義務があるのかという
ことです。

工務課長

それだけ経費がかかるからです。

19 看

角度がなくて、この水道申業は公共事業です
が、営利事業ですか。

工務課長

私がやる企業と申しますが、独立権尊性を
打ち出されておりまして、両方をやめております。

19 看

両方がやめておる。

水道課長

独立採算性の面から見れば水道企業ですが、住民福祉とか面から見れば公営性を帶びております。

19 番

この法律精神は何ですか。

水道部長

現行の公営企業法にもやがて復帰の形か
きには適用される。日本の地方公営企業法
にも3条にうたわれております。

つまり、公営企業の場合に第3条、公営企業
は常に企業の経済性を發揮すると共にその
本来の目的である公営の福祉を増進しな
ければならない。これが公営企業法の本筋
であります。

19 番

もう一つであります。この条例の施行月日は5月
15日である。この法律精神に基いて制定
された法律である。

水道事部長

はい、もう一つです。

19 番

これらに福祉化を導かれたのはどういったことですか。

水道部長

福祉社と言いますと、これは非常に抽象的に乍らもしかれませんけれども、現在の水の確保、というところは昔のようになってからずっと水が豊富になつた場合には案外容易だったかもしれません。けれども、今は大体、合同性、この企業ですか、でなければ水の確保が難しいと、各個人々に水を手えるということがまだ福祉社の一義にせねばいいかと思ひます。

19 着

どうも質疑と答弁とのポイントが合わないようですが、いわゆる公共性についての公共性と市民福祉などとの関連について公共性を考えるというかが、この法の精神だと本意は理解をしておられる方が、水道管理者としてはどうお考えですか。

水道部長

私も同様に理解しております。

19 着

理解しております。はい、それでさして可。終ります。

4 着

この条例を設置した時点ににおいては、今、質疑と関連しますが、給水装置の負担についてで、結局、水工事会の方々費用は請求される方の負担

どちらと、但し公道に面する部分の費用は市が負担するというふうなそういうような条例故に実際はやつてゐるが、どういう形で公道に面する部分が削られたのであるが、はじめの条例では公道に面する部分は市の負担であることはつきりした。それがこれになおつたのがこの時頃で存続して、古い条例ではちせんと明記されておらずです。

営業課長

公道部分の負担について、公営企業法以前の宜野湾市の水道条例では確かに市の負担でございました。しかし、公営企業発足と同時に新条例を制定する場合に。

4 着

公道部分を存続する理由はどこにありますか。

営業課長

結局、独立核算性が強化されてくるので公道部分の解消といふのは非常に難しい問題であるし、又公営企業法が施行されて本土の前例も、沖縄においては那覇市が分岐点以下は需要者負担の原則を行つさせておりましたので、そういう先進都市の流れもしくはがうござつてゐたと。

4 着

条例にあります。那覇市では公道の部分

は市へ負担ですか。

営業課長

はい。

4 稽

那覇市だけは。

営業課長

那覇市だけはであります。今岐^崎から以下は全部需要者負担であります。
現在、那覇、宜野湾、コザ、今後の改正で浦添も需要者負担に切りかえる予定だとうであります。

4 稽

公道の部分がぬけた理由がはっきりしませんで、前はどういうふうにありますか。

営業課長

はへそれは間違いござります。これは69年の公営企業法適用のこと。

12 稽

一応だけ同じくはす、水道部局に共同一
します。16条の2項であります。工事の結果市の
過失による場合は損害を賠償する意味
であります。これは即ち場合に、市民に迷惑をか
かれた場合には差過失責任でなければいけない

と私は見つけておがね。今、新しい法の精神
といふのは累過失責任の方向に行っているんで
す。

水道部長

お塔幸いたします。今まこの16条の2項で、前
項の工事により発生する損害に対しては市の
責任ではないとかわれていたのはあくまでも給
水工事の場合、つまり煙の真中を切って、そこ
にパイプを引かなければいけないという場合、こ
れは給水工事申請者がれて農作物の被害
被害が出た場合この給水工事に対する問題
であります。これを給水して私達市直営事業の
場合はあてはまうはずですが、土壤を作くともよか
ったものを私達の過失によつてつぶしたと、例え
は小さい小道がなくて、これで十分だったというの
をちぎり工事の不十分で個人もかれ害したこと
などに対してはこの市の責任だと、これがまただ
す。普通は工事使用者の責任だということには
あくまでも給水し工事の場合に限ります。

12 着

かたなが例えは工作物を施行する場合
何を想定しているかも知れませんが、この条文が
らけりにや作いと見つかるです。人身事故の場
合も私はこの条文が適用でござるじやないか
と見つかるです。穴を掘って足をつ込んで
足を折ったと、いう場合は私たが在に責は
あります。この条、例えは二つでは但し第2で、過失が

なければやめだけの危険物とが柵をして
が、それ相当かね、工事人として当然の措置を
しておれ市民は足をつ込んで足を折ったと
いうふうな場合は市ではないとも立証をあきれて
も、市が市民に対するのは、象道床ではなくとも
損害を賠償するところの新規新しい前回の
考え方でなければいけないと、例えは皆とい
方が出されていう職員の自分に因るる限の
条例では婚姻の届け出をしておいても離婚
者、そしてもと夫婦を工げていう話ですね。
これと新規の考え方ですね。殺されん损害の
件でも市民を保護する意味からもですね、市が過
失はないとも損害を賠償するところの前回の
考え方でやつたらどうが。

水道部長

はい、これは同意でござります。しかし、もう少し
掘り大解剖した場合、これは給水工事をうた
っていう話ですが、市の配水管の大工事工事が
ございます。これが工事の場合は、一応請負者
が場合、これが工事に下って車が落ちたりとか、何
がの損害の場合には全く工事請負者が
が責任もつてあります。この給水工事の場合に
は確かに掘り大解剖されはこういつことはな
いとも限りません。しかし、実際には人身事故
とか掘った穴を放ったらかして足を折ったとい
うことも絶作といふは印レエケられませんけれど
ても、工事の監督はか注意到今まで出たこと
もないからアリスミテ前行の話ですか。

営業課長

補足説明いたしました。先ほどの
 ニト16条における市の配水管の移動車両とか
 その他の理由によるもので需要者の給水
 装置に変更を加える場合に水道使用者の
 同意がなくても施行できることと規定して
 ござつて、工事の穴とか、そういう落ちて事故と
 が、そういう問題は一年間の実例でそれも免
 除あるが、今一つことは（聴取不能）あくま
 でも我々の配水管の移動車両とか、現在我々の
 配水管が通つていてそれを移動した場合に
 需要者の立候場が違つてくる訳である。
 この際には水道使用者の変更同意がなくとも
 できるんだと。そしてこの際場所を移すために
 にドロツクヘいに穴を開けたりかういうことか
 が二つとも市は責任は負いませんが、工項で
 は、但し、間違つて通した場合には補償する
 こととあります。あくまでも給水工事の変
 更についてあります。

12 答

水道部が市民に迷惑をかける場合、特
 定の人に対する場合に過失がなければこの
 条項で工項で我々は賠償金はありません。

営業課長

それとは違います。あくまでもその問題にやな
 くて。

12 看

じゃ、そんな場合はどの条項で保護される
か。シカ条例では無いですね。

営業課長

これはあくまでも給水条例であり、給水に
関しての色々な問題が起つたものでござります。

12 看

シカ条例ではそういう場合はどうなるか、許
せない限りはほかがぶりをすらとか。

営業課長

ガレやさるのは配水管工事等で人身事故が。

12 看

それについて方針、特定の人が損害
を受けた場合にはこの条項は適用しないとい
うことですわ。この市民の損害は事件の限
りしかねぶりですか。

営業課長

これはあくまでも給水工事の変更等の反応
損害賠償である給水工事の問題です。

12 看

給水工事でいくらでも損害を受けた場合は
法的ではあります。市民は。

営業課長

給水工事については、あの分岐線との変更
がきっかけの場合ここでやうなってあります。

12 管

あなた方が給水事業者として条文を遂行
する場合に市民が特免の損害を受けた場
合にあります。考え方をされませんか。

あなた方が社会的活動というものは物理的
な活動をしてますから、市民は何等かの形で
あなた方の現況下にあります。損害を
受けた場合にはあります。

土木業者が土木工事をすると無関係の第三者
が、市民が損害を受けた場合はどうですか。

営業課長

この16年ぶりを申上げると結構、配水管
物事が他の他の理由で給水装置に変更を
加えた責任をもたれていた。

12 管

オペ具体的な問題が出来た場合、過失は方
にあります。多くは誰が一説亮しますか。
現に今、おこなった場合に水かけ漏にはります。

水道部長

今まで具体的例】とすれば、給水工事にや
ってきて、市内配水管延長工事で。

12 看

誰が認定するかであります。過失がある場合は、
なければあらかじめ賠償はありませんね。
相手側はあなたがたがあると言ふし、被害者は、
水道部を管理者の権限でこれを市の責
任ではありませんとされちゃうか。

水道部長

今二点目大きめには、どこに誰が認定審査
会とかもございませんので、どの都度この解説
で解決してあると見えます。今まで記念といつて
は誰と一々意味にやない話ですが、この普通公務
の損害いくら払ふといふ意味にやないですが、
これも非常に今までにあつたがちがつたからうの
もんで、私に記憶憶のあるのは、市の推進六
に方でやつたと、その一件は覚えてる限り
ですが、これを別に重視しない方で、まあ
とももそれでいやそれだけががつてあるが、ああと
生には部外の方、つまり車のバンパーとかがちよつ
と弱つておつたのを見て、これを認めて金額はわ
かやだつたんでもがれつてあけた例は覚えてい
る話ですが、別にこれが頻繁に発生もしてい
ません。今までの処理方法も今少し詳しくは通
てござりますて、今後の面も、ご質問もどうも確
信も水道部自身だけじゃなくてからゆう大臣は
七八人に私どもと見い出されて、まだ決めたうな
が通常はできない話です。

12 番

最後にお聞きしますがね、この2項はあてんが
たや想定しているのは我が方(聞き)してしまひで
はない、外の事例を想定している説です。
そういうわけで人身事故とかあはたがたが想定し
ていて、今野の問題では損害が出た場合に
はどういうふうに処理をなさうか。

水道部長

結構、市の方にこういう損害賠償とかを見
るやうな水上は専門家、例えは車の件だとら
その専門家、モーターアル、例えは自動車損害賠
償みたいな人身だとら病院の証明とかの確
たうを提出を聞いて、これに応ずる外、これが方
法はないと思います。これは私達におかれよ専門
分野がなければ割りあわが、ないが、工は私達も結
局被告に立てる説であって、この場合にはあくま
でも専門的分野からの証明をもらって応ずる。

12 番

訴えか一限りは二つはけおかぶりといふ説
ですね。

水道部長

程度にもよると聞いてます。たぶんまずいって何
でもないくらいを本人がたまつた場合を
おかれざれからん場合、しかし、見てからつけがれて
これは言わせいからといつてこれは道義上は許され
ないと思ひます。

12 看

道義工評されながら、私は過失はあっても
やくてもあります。責任工考えてやつていなだけか
がで、こううことですか。

水道部長

こういう面は私が考えではあくまで前回を
に階に達成せやからないような方法をとるうと
果てておりまち。

14 看

先程お見えし選み営業で公道の部分に
ついて答弁がありましたが、これは独立採算性
の下で今まで公道の部分についても使用者
負担というような答弁でございましたが、この
北道工事も始めながら現在に至っては、この宜野
湾市内地域が日進月歩でどんどん都市化して
参っておりましが、そういうふた都市化した部分に
つきまして、いかゆうも公道に対する本音が施
設、こういったものは充ててやられますが。

水道部長

石川とこうは現行条例、新しいら、ご審議
中の条例も大体似てあります。この通りを追
めようと思つております。

14 看

この14年、道路復旧費といふのがございま
すが、これについては追跡調査を行つてあります。

水道部長

はい、やっております。

14 看

現にござる後、簡単にやつたと聞いてございます。していさうござりますがなければ、どういった面についての責任はござりますまい。

水道部長

かくすでも水道工事に圍むる経由の場合には水道部の責任者と思っております。これが個人の給札、個人が負担方でもあるが水道部自体が横流もして合格したのが1ヶ月、2ヶ月後にこれがもとの中にはあると想へます。この場合には別に個人を呼び出してもやつております。市水道部でまとめてやつております。

14 看

これが十分やつていただかない。されど議案第6号、二カリ系の期末予算、企業の経営状況を考慮して支給するといふことですけど、これは一般的に職員以外にこういふ利潤があるれば支給するという作考でいらっしゃるやうですが。

水道部長

これは上程いた場合にも営業課長の方から説明がなつかと想ひますけれども、この法の趣旨がつづり水道事業の場合は、何時でも独立核算性を強調されております。それで営業、能率向上

やはり同じ年で非常に衝いて利潤を上げた場合にはある程度の見識や手立てと、それから働きが弱くて交付に在り場合には必ずしも一般会計並みにやむいづか法の取扱を行つております。しかし、工程費の場合に説明的に行なはれうに私、独立して見つけておりません。たゞ某例自体は法と取扱方に従つてやらなくていけませし、特に私達も希望していゝ請であります。大いにモヤつたという場合にはたゞ皆さんの方から上げておれどもそれで申言しておられた方がいいのか、うつけられればこの企業の発展は非常に難い請です。

14 着

これを私が聞いておるのは、私共が上げるというだけのことと聞いております。たゞこれに考慮するが走る上にやむいづかってそういうことを聞いておうとしたのであります。独立採算性がそれまでのところでは堅減あるといふ事などに行なった場合には迷惑あるのは市民でござりますので、どうへんを聞かれの請です。

水道部長

市長の二意見ともおしゃる通りでござりますし、又、私達も別に独立しようと見ておりませんので、その点はご丁解願いたいと見ます。

14 着

これらが、号給費とか、昇給關係について

資料はございませんけれど、さう考へて、初仕給等
終了後、それから昇給關係、これは市と準町考
えてござるゝ事か。

水道部員 より聞かせて貰います。

19 飲

臨時給水の件で、新築ある場合は勿論、
まだ工事はしないが水が欲しいといふ場合には
臨時せんである。

工務課長

やはりござります。臨時給れて取扱つて貰
ります。

19 飲

やはりある場合、どうして臨時給水の場合、
やはり非常に料金が高めです。やむなく水の必
用を入れる事です。

工務課長

やはり非常に高いです。

階業課長

給水条例の料金表によつて八百円(分)
です。1立派25セントで。あくまでこれは現代
の臨時給水を308円で統計が立てられました。

17 看

工事用の場合は、位置が決まらぬから、そ
こで水が必要となる場合、その場合に料金を
もう少し安くしてもらいたいやと。

営業課後

これは臨時用と一つ名前がありまして、工事
用でありますので、そういう設えをしております。

17 看

この場合は水が必要なことです。この
場も危険工事用水といふことであります。

営業課後

施設自体も簡単なものなど見一通りかげど、
臨時用ものは現在の新規給水料金例に
基く臨時給水料金も現行の料金を308
円で該付がそれまでのござりますので、これは68
年ですが、これからよりあらゆる資料を提供して議
会の議決をえて適正だとわれた料金でさが
りますので、料金について安くできるやうという
ことについては簡単に答えることはあつかいよう
ござりますので、これは現在の料金表も後藤
後、施設方針の中にござつて(通)、基地へ
り給水とか長期5ヶ年計画を樹立して、そ
れに基いて根本的な改正は必要だと思ひ
ます。

19 齋

水の理解でない部分がありの方で、あと
2・3点お聞きしたいと見ています。
簡潔にご観察いただけます。23条のとおりですが
これは水営について使用者様から請求がされ
た場合は検査を行なうと、そしてその結果を
請求者に通知する形になります。水営検
査というものは少なくとも水道管理者の義務すべ
てと見られます。レガリックのように申し出たのは
その水営が汚染されているような気配があると
いうことで検査の請求をすることに行なうかと見
いす方が、それが検査の費用を請求者に請求する
ということは違うことですか。義務が専ら
にねつているふうな気がありますんであるがゆ。

工務課長

水営の検査の件についてでございまして、第
2項のとの費用の問題観点で申し上げると勿論
普通の場合でしたら市の方で検査を行なったり
やつていろと見ておりますが、特別に例えればい
せん飲料水とか、或は特別に水営の検査
と申しますのはこれは水道法上で約30項目
くらいありますけど、そういう依頼があります場合
だけ市独自ででない場合がございます。
水の成分検査とかなりますと、どうしても他の
検査機関に委託するといふことになりますので、
どうしてもそれに費用がかかり場合に使用者が
負担するというふうな点でござります。

19 養

本來の方にからずと、そういう汚染された水質の悪い水は飲む事もせしやいかない話なんですよね。ううでしう。でもうはらば、これを事前に発表し、検査をしてますね、正常な水を供給するのが水道管理者の義務であると考える訳ですね。それまでね、一般市民、我々は使用者からういうふうに言われて場合はなし、ありがせうが一まづといふのでやるかがたてうえだと、これから実費を費用として徴収するというのは当然得かと考えておうとするが、水道部長。

水道部長

おっしゃった通りでござります。水道経営者は水を工場等で水を供給する、検査した水を供給するという義務づけられております。しかし、何の場合には例外を上げますと、水道公社からの販入水で、二つには検査書寫いがつかぬ訳です。それでこの条例の場合には飲食店経営者とか我々は水を使う人達が検査を要求した人達が何回もいった訳です。この請文。

19 養

これは一つの義務づけとして水道法にありますのです。

水道部長

正常な水をやつすに義務づけられております。

19 看

はい、ようしゃです。それじゃあね、36条との関連、管理者は必要があると認められとき、給水装置の検査し、水道使用者等、又は家庭管理者に對して適当な措置を指示し、と書いてあります。これは給水装置ですから色々書かれると書いてあります。それを必要があると認められたときはやらなければいけない様ですね。そうですね。

水道部長

けい。

19 看

やつれ場見えてうね、何で又、水道使用者の負担にならずであります。義務だから皆さんは検査した訳ですかね。

水道部長

この36条の管理検査というものは、ちゃんとこれには義務もなきが違います。これは給水装置を設置した時点に、初めて排水とか不せり合つか、色ト背面で漏水が送つていう水は流れ出たが、この給水装置に入つたら水が汚染されるという可能性があると記されてます。

水が場見にはやつげし部分から、給水装置にしても、これが断水の場合は戻つてくら場合がある訳です。それをそれで今から36条の場見には今、私が申しあげておる給水装置の部分でも、こういう汚染源、れ行きようが発生した場

会には市が本人の承諾なしにも調べられると
いう項目を強調している点であつて、16条とは方
も大きなちがいを持つ違います。

19 看

考え方がどうも合わないようですが、それとてあわ
25条の私設消火栓ですが、消防演習といふ
ものは消防長の指示によつてなされたと見うんであ
よ。設置をあつては無料にてますが、消防演
習に使つた場合には1立方につき77円へ使用
料が徴収をされ、これはその消防長の指示に
基いてあつね、おさらく消防演習といふものはなされ
て、それを使つたときに作つと見うんであ。この場合
の使用者といふのは消防長でわが、それとも多くの
使用者でわが。

営業課長

25条の2項の問題でどううけれども、私
設消火栓といふものはビルとかそういう個人で設
置した消火栓で、そしてこれは火災の場合は専
用器材でござります。但し、消防演習、その他
臨時に給れあらうと、飲食店の消火栓を使つ
て、いか建物に独自で消防演習とかいう
モノを自営業で弁償ある場合ですね、それがか
え、大量の水を使つた時に消火栓を使用する
や、これが場合は1立方につき77円と。

19 看

そのため、これは臨時に給れあらうか何とか

そういうことを私は聞いていたしいやないですが、消防練習とかはですね、確かにとも消防署の指名が必要なを見ていました。指導が、

消防署

私は補足をいたしましたが、私の手の説明としては、消防練習に限ってご説明したいくらいです。私は消防栓と言いますと、本体消防栓、管物、いわゆる流で決められたして設置する管物、いわゆる流で決められたして設置する管物、これはこの建物の場合は特殊な建物の場合ですが、これは基準がありまして、この場合に屋内消防栓をつけるところやいかない、または消防栓のありを設けなくちゃいけないというような場合があります。勿論これが私設の消防栓、或は私が設けた消防栓といふと云う誤り方だ、例えば屋内の消防栓の場合には建物のドア部分を行なうことがありますと、階と階と段じのように階段があるところに消防栓の表示がされていろと思います。これは屋内消防栓ですが、又、消防法の施行令の10何条でしかが、これに防火管物の管理者は、期日、その地を定めて、防火上反障害行為によりこの防火管理者を置かなくてはいけないと、防火管理者はその状態の中においてその防火上に障害を発生させると、防火上に防火上に障害を予期して、へいせーも消防練習をやらねばいけんじと、この場合はこれは私設の消防栓ですので、使用は必ずしも消防署の命令でなくとも、使用可能じやないか、こう言う見解

に立っております。又、交際費を要りますが、私設に限ってです。これは。

19 看

はい、大体かかりました。水道部の方にお聞きましたが、今、消防署の説明によつて私設消火栓の場合にはやはり定期的に水栓水をしてあります。それを栓止めをしたければ必ず費用がかかるのであるが、モーター養護費が負わされてしまうと想つております。二つ、三つの場合には随時放水しておこうのような解釈もなつたと記憶しております。この場合にもやはり1立方77円徴収されますと仰ることに行りますが。

営業課長

これは、法人課長からいつでも消防活動以外でなければ当然料金は納めさせ。

19 看

どうありますと、その消火栓は今に設置をしないままで全く使われてないものと見られ場合であります。公用の費用になると危険性も分子線ですが、それらとの関連でこの料金の問題で再検討はできています。

営業課長

これはもう一つ私設消火栓を設置する人本防災上の責任化色々ある話です。又、自衛のために先駆費は当然自家の経費はかけ子の

が当然だと見えます。

19 看

はい、勿論これは自衛のためにあります。
しかしですね、これは将来においては公営のため
にも利用されていく事ですよ。そういうことで
いう。だからこうしたことも加味してのあれが
でき得るやうなことを聞かせて貰ってます。

営業課長

レガレ、現在の公営企業の費用負担の区分に
おいても、やはり公的で消防においても、消火栓
の維持を各自負担してもらいます。一般財源
でもって、これはどちら、やはり消防行政なり、又
個人の消防施設なり、維持管理のためには水
道事業者がその費用を負担しなければならぬ
ということはありませんと見づくです。
水道事業の費用については一切が水道使用者
から集められたのでありますので、そのへんから費用の
負担を明確にしてくださいとかいふことです。

19 看

それじゃでは、最後に29条のですね。給水
係託金を納付なければならぬと、管理者の
割合に定める金額を、これは大体工事費の何
パーセントですか。

営業課長

これは工事にかかる、もう一つ(國保はれ)ません。

これは縮水保証金でありますので、使用開始
下3前にあります。現在の場合は借家人を対象
にしております。民間人が現在は月10ドル、外
人が20ドル。

19 看
借家人対象で10ドルも20ドルですか。

営業課長
それに営業用もありますけれど、これはあくま
でも料金の確保のためのものであります。

19 看
いい、以上ですか。

議長
休憩いたします。(午後4時2分)
再開いたします。(午後4時2分)

議長
只今、質疑中の議案第86号、議案第68号、
議案第87号、以上3案件につきましては、質疑
の段階で継続審議としておきたいと想ひ下
すが、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、以上3案件につき
まして、継続審議といたします。

議長

以上もとより、全日程を終了いたしたので
本会議を終ります。
尚、次の本会議は明日、土曜日、午前10時より
再開いたします。
散会いたします。

(午後5時3分)